

小牧市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月26日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第32号

小牧市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

小牧市市民会館の設置及び管理に関する条例（昭和46年小牧市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

(1) 前条第2項の規定により公共の福祉のため利用の許可の取消し又は利用の中止を命ぜられたとき。

(2) 利用者が、その利用日の7日前（ホールにあつては、30日前）までに利用の変更又は取消しの申請をした場合において、指定管理者の許可を受けたとき。

(3) 災害その他特別の理由により利用ができなくなつたとき。

3 利用者は、前項第2号に定める期限後に利用の変更又は取消しの申請をした場合において、指定管理者の許可を受けたときは、既に使用料を納付している場合を除き、当該利用の変更又は取消し前の使用料に相当する額を納付しなければならない。

別表第2 照明関係の項中

トーマンタルタワー	440円	一式	
効果機	770円	1台	

を

効果機	770円	1台	
-----	------	----	--

に改め、

同表中

その他	映写機	2,200円	1台	16ミリ。スクリーンを含む。
	映写スクリーン	1,100円	一式	

を

その他	映写スクリーン	1,100円	一式	
その他の設備		1回1,100円以内で市長が定める額		

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市市民会館の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に申請する利用の変更又は取消しに係る使用料等から適用し、同日前に申請した利用の変更又は取消しに係る使用料については、なお従前の例による。